

令和8年度

総 会 議 案 書

令和8年5月9日

東 輝 会

令和8年度 東輝会 総会次第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 令和7年度活動経過報告
4. 令和7年度会計報告
5. 会計監査結果報告
6. 令和8年度活動計画案
7. 令和8年度予算案
8. 役員改選
9. 新役員あいさつ
10. 来賓祝辞
11. 閉会のことば

令和7年度 東輝会 活動報告

開催時期	活動内容	役員会議事内容
令和7年4月	入学式（8日） 役員会（27日）	・令和6年度会計監査 ・入学説明会、入学式参加報告について ・東輝会総会に向けて ・50周年祝賀会について
令和7年5月	総会（17日） 役員会（17日）	・令和7年度 東輝会通常総会 ・50周年祝賀会について ・50周年記念品について
令和7年6月	役員会（22日）	・50周年祝賀会案内方法について ・部活動支援について
令和7年7月	役員会（20日）	・50周年祝賀会について ・50周年記念品について ・50周年祝賀会進行について ・部活動支援について
令和7年8月	役員会（31日）	・50周年祝賀会について ・50周年祝賀会進行について ・50周年周知方法について
令和7年9月	役員会（21日）	・50周年祝賀会について ・部活動支援報告について
令和7年10月	役員会（26日）	・50周年祝賀会について ・50周年祝賀会記念品について ・50周年祝賀会参加者報告について
令和7年11月	役員会（16日） 式典（20日） 祝賀会（22日）	・50周年祝賀会最終確認について ・部活動支援報告について
令和7年12月	役員会（7日）	・50周年祝賀会開催報告について ・東輝会運営について
令和8年1月	役員会（25日）	・学校行事日程、参加者人選について ・今後の東輝会活動について
令和8年2月		
令和8年3月	入会説明会（5日） 卒業式（6日） 役員会（29日）	・通常総会に向けて ・新年度東輝会活動について

東京都立足立東高等学校 50周年祝賀会会計報告書

東輝会 会長 鶴岡 聡
 会計 近藤 謙一

収入の部		支出の部	
内訳	金額	内訳	金額
祝賀会 参加費	615,000	祝賀会 会場費	921,045
大人×61 (欠席者1名)、子供×1名		事前払込金	100,000
祝賀会 二次会参加費	64,000	当日払込金	821,045
会費2,000円×32名		司会依頼	70,000
東輝会 補助金	1,306,648	50周年 記念品	857,560
		祝賀会 通信費	9,960
		祝賀会 コピー代	10,610
		祝賀会 文房具代	4,033
		送金手数料	440
		祝賀会 二次会費用	112,000
収入合計	1,985,648	支出合計	1,985,648

令和7年11月22日

上記の通り、報告いたします
 会長 鶴岡 聡

上記の通り、相違ありません
 会計 近藤 謙一

令和8年度 東輝会 活動計画（案）

開催時期	活動予定	役員会議事（案）
令和8年4月	入学式 役員会	・東輝会ホームページ（HP）の運用状況について ・総会資料作成について ・会計監査
令和8年5月	総会	
令和8年6月	役員会	・東輝会ホームページ（HP）の運用状況について ・その他
令和8年7月		
令和8年8月	役員会	・東輝会ホームページ（HP）の運用状況について ・その他
令和8年9月		
令和8年10月	役員会	・東輝会ホームページ（HP）の運用状況について ・その他
令和8年11月		
令和8年12月	役員会	・東輝会ホームページ（HP）の運用状況について ・その他
令和9年1月		
令和9年2月	役員会	・東輝会ホームページ（HP）の運用状況について ・通常総会準備 ・その他
令和9年3月	入会説明会 卒業式	

令和8年度 東輝会 予算 (案)

収入の部		
科目	金額	備考
会費	600,000	4,000円×150名
雑収入	5,000	
内訳	項目	金額
	貯金利子	5000
収入合計	605,000	
前年度繰越金 (現金)	18,952	
前年度繰越金 (ゆうちょ)	2,904,561	
前年度繰越金 (振替口座)	607,000	
総計	4,135,513	

支出の部		
科目	金額	備考
役員会 (4月)	10,000	会議会場費、お茶代
役員会 (6月)	10,000	会議会場費、お茶代
役員会 (8月)	10,000	会議会場費、お茶代
役員会 (10月)	10,000	会議会場費、お茶代
役員会 (12月)	10,000	会議会場費、お茶代
役員会 (2月)	10,000	会議会場費、お茶代
役員会議参加費	50,000	会議参加者交通費
事務費	115,000	ホームページ運営維持費
通信費	10,000	郵送料
支出合計	235,000	
次年度繰越金 (現金)	50,000	
次年度繰越金 (ゆうちょ)	3,240,513	
次年度繰越金 (振替口座)	610,000	
総計	4,135,513	

令和8年4月1日

上記の通り、予算を提出いたします。

会長 鶴岡 聡
 会計 近藤 謙一

東輝会 役員名簿

役職	氏名	
	令和7年度	令和8年度
会長	鶴岡 聡	川股 健二
副会長	齊藤 勇	鶴岡 聡
事務局	/	林 尚之
会計	近藤 謙一	近藤 謙一
会計監査	川股 健二	川井 千恵子
書記	白岩 正樹	白岩 正樹
	菊地 賢也	菊地 賢也
広報部	齊藤 弥生	/
外部監査	飯田 浩子	飯田 浩子
	/	山崎 隆
執行部	古川 千尋	齊藤 勇
	川井 千恵子	古川 千尋
	奥平 敬子	
	林 尚之	

東京都立足立東高等学校同窓会（東輝会）会則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は東京都立足立東高等学校同窓会東輝会と称する。

（所在地）

第2条 本会は本部の所在を会長宅に置くこととする。

（目的）

第3条 本会は会員相互の親睦と向上を図るとともに、足立東高等学校の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡および情報交換をすること
- (2) 同期会等の協力
- (3) 足立東高等学校の活動・行事の助成・協力および地域の発展に寄与すること
- (4) その他本会の目的達成に必要と認める事業

第5条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 会員

（会員）

第6条 本会は次の会員によって構成される。

- (1) 正会員 足立東高等学校の卒業生で会費納入したもの
- (2) 準会員 足立東高等学校の卒業生であって、入会時に何らかの理由により、会費の納入ができなかった方。本人の入会の意志を書面にて確認次第、準会員となることができる。入会后、入会金を納入し、理事会の承認をもって正会員となることができる。
- (3) 特別会員 足立東高等学校の教職員及び教職員であった方及び卒業生の父兄

第3章 役員および幹事、監査・相談役

（役員）

第7条 本会には次の役員を置き、その定数は次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上
- (3) 理事 2名以上（庶務担当、事業担当、広報担当、書記担当）
- (4) 会計 2名以上

第8条 役員を選任については理事会で会員の中から推薦し、総会で承認する。

役員任期は3年とし、再任を妨げない。役員は任期満了または辞任の後でも、後

任者が選任されるまではその職務を行う。但し、解任された場合にはその限りではない。

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長 本会を代表し、本会の運営を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事 会長及び副会長を補佐し、本会の業務について協議し実行にあたる。また会長及び副会長と理事会を構成し、総会の準備をなす。
 - ・庶務担当：総会の行事計画・運営、会則・細則の改廃立案、各種会議の運営・議事の記録、本会の庶務及び会の運営全般に関する事項。その他の担当に属さない会の事項。
 - ・事業担当：本会の事業計画・運営、予算及び決算に関する事項。
 - ・広報担当：広報に関する事項。
 - ・書記担当：本会の議事に関する記録。

これらの担当事項については理事会の承認を得て実施する。

- (4) 会計 予算及び決算の原案を作成し、これを理事会に諮るとともに、同窓会の金銭の出納を管理する。

第10条 役員が次の各号の一つに該当するに至った場合には、理事会の議決をもってこれを解任し、総会で承認する。

- (1) 本同窓会会則に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) その他本会の役員として不適当であると思われる重大な理由があるとき

(監査・相談役)

第11条 本会に監査・相談役を置く。監査・相談役の選任は理事会において本会員および特別会員の中から1名以上推薦し、総会で承認を得るものとする。

- (1) 監査は会務の活動の監査と会計の監査を行う。
- (2) 相談役は会務の活動の助言・相談等を行う。
- (3) 監査・相談役の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- (4) 監査・相談役の解任については役員に準じるものとする。
- (5) 監査の選任において、本会員および特別会員以外で学校関係団体の運営等に見識のある者に依頼し、外部監査役を置くことができる。

第4章 運営

(会議)

第12条 本会の会議は次の通りとする。会議の議決はすべて出席者の過半数の賛成を必要とする。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
- (総会)

第13条 総会は全会員で構成された本会運営の最高議決機関である。

- (1) 総会は定例総会と臨時総会とし、会長が召集する。定例総会は毎年度の4月末日までに開催する。臨時総会は会長又は理事会が召集を決議したとき、その他必要あるときに開催しなければならない。
- (2) 定例総会は次の事項を行う。
 - ・事業の計画及び予算の承認
 - ・事業の報告及び決算の承認
 - ・役員承認及び幹事の承認
 - ・会則の改廃及び会費に関する承認
 - ・その他重要な事項
- (3) 定例総会の召集は少なくとも30日前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載したHPに通知をする。
- (4) 臨時総会は役員会が必要と認めたときに、会長が召集できる。

第5章 会計

(資産の構成)

第14条 本会の資産は入会金、寄付金その他の収入による。

(会費)

第15条 正会員は入会金として入会時に4千円を納めなければならない。

- (1) 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。
- (2) 準会員は入会后、相当の期間内に、事務局に所定の方法によって入会金を支払うものとする。
- (3) その他の経費については別途協議を行い決定するものとする。

(会計年度及び予算と決算)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- (1) 本会の毎年の予算は、理事会の案を総会に提出し、承認を得て成立する。
- (2) 本会の決算は、監査員の監査を経て会計役員がこれを総会で報告し、承認を得て成立する。
- (3) 会計監査報告及び会計承認報告は、HPにて行う。

(活動費用等)

第17条 本会の役員又は会員が本会事業の目的を達成するために行う活動については、次の費用を支払う。

- (1) 会議出席及び行動費
 - ・会議出席1回につき1,000円。
 - ・交通費：JR、私鉄、バス運賃の実費とする。但し経済的合理的な手段によるものとする。
 - ・これらの費用については参加後に所定の書面による申請をもって支払いを行う。
- (2) 本校行事等への参加
 - ・本校行事等への参加において本校より招待、依頼を受けた役員については、第17条(1)に基づき、費用を支払う。また別途参加費等が発生する場合にはその代金も支払うものとする。
 - ・これらの費用については参加後に所定の書面による申請をもって支払いを行う。
- (3) 本校部活動への支援
 - ・本校の部活動が関東大会・全国大会出場の際は、理事会、総会の承認を得て、下記条件で支援をするものとする。
 - ① 宿泊費については、宿泊代金の50%を上限とする。
 - ② 交通費については、経済的合理的な交通手段による交通手段の代金50%を上限とする。
 - ・その他部活動への支援については、理事会、総会の承認を得て、支援をするものとする
- (4) その他必要な費用については、理事会、総会の承認を得るものとする。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第18条 本会会則の変更は総会の議決をもって行う。

第7章 附則

(設立年月日)

第19条 本会の設立年月日は昭和57年11月14日とする。

第20条 本会則は昭和57年11月14日より施行する。

- (1) 昭和57年11月14日制定
- (2) 平成18年4月30日改正施行
- (3) 平成21年2月15日改正
- (4) 令和4年7月23日改正
- (5) 令和5年3月5日改正
- (6) 令和6年5月19日改正

以上